

東北地方太平洋沖地震への対応等（職業能力開発関係）

I 被害の状況（平成23年3月24日時点）

1 公共職業能力開発施設（（独）雇用・能力開発機構関係施設、各都道府県立能力開発施設）

（1）人的被害

- 現時点で、連絡がとれていない者が別表のとおり存在している。

（2）物的被害

- 岩手県、宮城県及び福島県等の施設において水没、建物のひび割れ、地盤沈下や隆起等の大きな被害。（別表）

2 認定訓練施設

（1）人的被害

- 現時点で、連絡がとれていない者が別表のとおり存在している。

（2）物的被害

- 岩手県、宮城県、福島県、千葉県等施設において、水没、建物のひび割れ、陥没等の大きな被害。（別表）

II 職業能力開発局のこれまでに講じた措置等（平成23年3月24日時点）

1 （独）雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設の提供

- 被災地域及びその周辺地域の（独）雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供すること等を同機構に依頼。

2 公共職業訓練及び基金訓練の取扱い

（1）訓練の修了要件の特例

- 公共職業訓練の受講者が被災により訓練を受けられない場合に、被災前に予め決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができる。
- 基金訓練の受講者が被災により訓練を受けられない場合に、被災前に予め定められた訓練時間の8割を受講しているときは、訓練を修了したものと取り扱うことができる。

（2）基本手当、訓練・生活支援給付の支給

- 雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中止、休講や、交通上の支障等により訓練を受けられない場合は、基本手当等を支給することができる。（※）
- 基金訓練の受講者が、被災による訓練の中止、休講や、交通上の支障等により訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給す

ることができる。

(3) 受講あっせんの特例

- 公共職業訓練について、被災により中止や受講不能となった受講者が再度、公共職業訓練の受講を希望する場合は、1年を経過しない場合であっても訓練を受講することを可能とする。
- 基金訓練について、被災により中止や受講不能となった受講者が再度、基金訓練の受講を希望する場合は、1年を経過しない場合であっても訓練を受講することを可能とする。

(※) 職業安定局による対応

3 キャリア形成促進助成金・認定職業訓練助成事業費補助金の特例

- 被災地域の事業主等が行う職業訓練に対するキャリア形成促進助成金・認定職業訓練助成事業費補助金について、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練等に既に要した経費は補助の対象とする。

東北地方太平洋沖地震による人的及び物的被害状況（職業能力開発関係）（平成 23 年 3 月 24 日時点）

	(独)雇用・能力開発機構関係施設	各都道府県立能力開発施設	各都道府県認定訓練校
人 的 被 害	<p>○東北職業能力開発大学校 学生 1 名と連絡がとれていない。</p>	<p>○岩手県 全 7 校と連絡がとれており、そのうち 2 校で訓練生 1 名、入学予定者 8 名と連絡がとれていない。</p> <p>○宮城県 全 6 校と連絡がとれており、そのうち 3 校で訓練生 14 名、職員 1 名と連絡がとれていない。その他の 3 校では詳細が確認できていない。</p> <p>○福島県 全 3 校と連絡がとれており、そのうち 1 校で訓練生 2 名と連絡がとれていない。</p>	<p>○岩手県 全 16 校と連絡がとれており、そのうち 1 校で訓練生 1 名及び入校予定者 10 名と連絡がとれていない。</p> <p>○宮城県 全 19 校中 18 校と連絡がとれており、そのうち 1 校で社員複数名と連絡がとれていない。</p> <p>○福島県 全 18 校について県が照会中であるが、認定訓練校側で訓練生等と連絡がとれていない。</p>
物 的 被 害	<p>物的被害が大きい施設は以下のとおり。</p> <p>○東北職業能力開発大学校 法面の崩れ。学生寮、駐車場の一部、体育館周辺で 50cm 程度陥没。北側の擁壁が 1m 隆起、等。</p> <p>○宮城職業能力開発促進センター 津波により 1 階が水没（現在は水が引いている）。訓練機器などは全て使えない、等。</p> <p>○いわき職業能力開発促進センター 本館敷地が 10~15cm 沈下。敷地内の法面に多数の亀裂、等。</p>	<p>物的被害が大きい県は以下のとおり。</p> <p>○岩手県（全 7 校と連絡がとれており、そのうち 5 校で物的被害） (例：大船渡職業能力開発センターの被害状況) 氾濫により建物が 2m 以上浸水。全ての建物、設備等が使用不能。建物被害は躯体に及ぶ。</p> <p>○宮城県（全 6 校で物的被害） (例：仙台高等技術専門学校の被害状況) 本館北側の柱に軒並みせん断亀裂がある、等。</p> <p>○福島県（全 3 校で物的被害） (例：テクノアカデミー郡山の被害状況) 本館に廊下隆起、亀裂等、実習棟に基礎ひび割れ、壁ひび割れ、床割れ、支柱ずれがある、等。</p>	<p>物的被害が大きい県は以下のとおり。</p> <p>○岩手県 全 16 校中 12 校で物的被害（水没、ひび割れ・剥落・歪み、陥没・地割れ等）。</p> <p>○宮城県 全 19 校中 18 校と連絡がとれており、10 校で物的被害（天井落下、ひび割れ等）。</p> <p>○福島県 全 18 校について県が照会中であるが、物的被害（ひび割れ、設備破損等）の報告あり。</p> <p>○千葉県 全 37 校について県が照会中であるが、物的被害（ひび割れ、液状化現象による陥没等）の報告あり。</p>